# 台風常襲地帯の指定基準に関する政令 （昭和三十三年政令第二百十六号）

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の指定は、次の各号に該当する地域（河川の流域の一部が次の各号に該当する場合における当該河川の下流の流域等台風による災害の防除上当該地域と密接な関係を有する区域を含む。）であつて、国土の保全と民生の安定を図るため法第二条第一項に規定する災害防除事業を実施することが特に必要であると認められるものについて行うものとする。

###### 一

台風の来襲回数

###### 二

台風の強度

###### 三

降雨量

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。